

私たちは、一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会の役員、会員、職員として、また社会の一員である個人として、仕事の局面及び社会生活の局面において、常に法令、法人の規則及び社会のルールを遵守し、誠実に行動するための指針としてつぎの行動基準を定め、これに従います。

### 1. 当法人の活動について

#### 1) 役員等トップによる積極的関与

役員等トップは、企業倫理に関する自らの積極的な関与が、組織全体の行動を律することを十分認識し、誠実に公正な組織をつくるために、強いリーダーシップを発揮します。

#### 2) コンプライアンス（法令遵守）に対する取り組み

当法人の使命は、日本の企業のコーポレートガバナンスをより効果的なものにし、その結果として企業の競争力を高め、企業価値の向上を図るための活動を行うことです。この使命に鑑みて、当法人自身がコンプライアンス（法令遵守）に対して厳正に取り組むことは、当法人の行動基準の中でも、もっとも優先度が高い基準です。特に、本基準で定められている、金融商品取引法によるインサイダー取引の禁止、取引先及び公務員との関わりに置ける不正な利益の授受、政治団体との不正な関わり、職場におけるハラスメント（いやがらせ）及びその他の人権の侵害、反社会勢力との絶縁については、十分な注意を払うよう役員、会員及び職員に周知徹底します。コンプライアンス（法令遵守）に対する取り組みは、随時理事会において行われます。万が一、役員、会員または職員によるコンプライアンス違反が発見された場合には、理事会は代表理事を対策委員長として、対応策・再発防止策を理事会において審査・策定し、断固として必要な措置を取ります。

#### 3) 知的財産の保護について

知的財産権は、人の知的活動によって創られた成果物、ブランド、営業上の信用に関する権利です。この知的財産権には、法律によって明確に権利として認められている特許、実用新案、意匠、商標、芸術作品やコンピュータ・ソフト等の著作権等の他、法律では明確に規定の無い、各企業や団体が秘密として保持及び管理しているノウハウ、技術・営業情報などが含まれます。これらの知的財産権は、今日の経済社会において、価値の源泉であり、世界的にこれを幅広く保護しようという動きが強まっています。私たちは、当法人の知的財産権の創造と保護に全力を尽くすと同時に、他社の知的財産権を尊重し、不当に侵害しないよう十分な注意を払います。

#### 4) 個人情報の取扱いについて

当法人が管理・運営する当サイトご利用の方々からご利用に伴って提供される、また当法人への会員申請に伴って提供される企業情報及び個人情報の管理に関して最大限の注意を払っております。これらの企業情報及び個人情報は、別途定めるプライバシーポリシー及び個人情報開示手続に則って、適正に取得、利用、管理を行います。

#### 5) インサイダー取引の禁止

インサイダー取引とは、会社の内部者情報に接する立場にある会社役員や職員等が、その特別な立場を利用して会社の重要な内部情報を知り、その情報が公表される前にこの会社の株式等を売買することを言います。このような取引が行われると、一般の投資家との間に不公平が生じ、証券市場の公正性・健全性が損なわれるおそれがあるため、金融商品取引法によって規制されています。私たちは、インサイダー取引について、特に注意を払い、常に、役員、会員及び職員にこれを周知徹底させる努力をしていきます。

## 6) 政治活動に対する姿勢

私たちは、基本的に政治活動には一切関与いたしません。政治資金規正法及び公職選挙法の重要性を十分認識します。

## 7) 官公庁・地方自治体等公共団体との関係

官公庁・地方自治体等の職員との関係については、私たちは、国家公務員倫理法（1999年8月13日公布、法律第129号）、国家公務員倫理規定（2000年3月28日、政令第101号）を尊重します。

## 8) 取引先・関係先との関係

私たちは、取引先・関係先とのサービスの授受において、不当な利益を与えること、また得ることを厳に戒めます。役員、会員及び職員は、法令違反はもとより、世間から誤解や不名誉な評価を受けることがないよう、正しい判断と節度ある行動を取ります。

## 2. 当法人と役員、会員及び職員の関係

### 1) 働きやすい職場環境

私たちは、お互いを尊重し、相手の立場に立ち物事を考え行動します。その結果として、一人ひとりが能力を発揮できるよう、快適で働きやすい職場環境を構築します。

### 2) 人権の尊重

私たちは、人種、性別、宗教・信条、社会的身分による差別やハラスメント（いやがらせ）、プライバシーの侵害を行いません。また他人がそれをするを許しません。問題が発生した場合には、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に向けた断固たる措置を取ります。

## 3. 当法人と社会との関係

### 1) 地球環境の保全に対する配慮

私たちは、当法人の活動だけでなく社会的活動・生活においても、地球環境から様々な恩恵を受けていること、また環境をより良い状態に保全することが私たちの義務であることを十分認識し、常日頃、環境のより良い保全に注意を払っていきます。

### 2) 反社会勢力との絶縁

当法人は、社会的秩序や企業及び公的団体の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切係わりを持ちません。この観点から、当法人の会員申し込みにおける審査に当たっては、申請者の反社会的勢力との係わりについて厳密な審査を行います。また、反社会的勢力に係る団体あるいは個人が、民事介入暴力を行使してきた場合には、当法人役員が先頭にたって組織的に対応していきます。この過程で、警察や弁護士の支援を最大限得ていくことを心がけます。

この「倫理行動基準」は平成21年9月28日における第2回理事会において決議され、採択されました。「倫理行動基準」は当法人の組織・事業の変更、法令等及び社会環境の変化に応じて、理事会により随時見直され、理事会の決議により変更されます。

制定 平成21年9月28日